

解散

會計	繰越	検算	転記	○
⑦	⑦	⑦		○

(ふりがな) 政治団体の名称 国民民主党参議院比例区第7総支部
〒103-0025 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13-13七宝ビルディング4F
代表者の氏名 武田 祐樹
会計責任者の氏名 大野 泰嵩
令和 7 年分

政治団体の区分	
☐	政党
☒	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☐	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

団体コード	
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名 大野 泰嵩

電話番号 090-7813-5212

受 付	審 査	確 認
消 込	パンチ	照 合

907 | 号
7.12.-3
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類 _____ (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

(※) 資金管理団体の指定の期間			
年	月	日	から
年	月	日	まで

国会議員関係政治団体の区分	
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	武田祐樹
公職の種類	参議院議員 (現) 候補

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和7年	6月	6日	から	
令和7年	11月	28日	まで	

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	9,199,578
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	9,199,578
支 出 総 額	9,199,578
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	人
金 額	人
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	91,99,578	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	91,99,578	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア + イ)	91,99,578	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人		2. 法人・その他の団体		3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)		金 額		年 月 日		住 所 (又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)		備 考	
武田 義輝		9, 199, 578		7	6	6	東京都千代田区神田神保町1-12-2		会社役員		
こ の 頁 の 小 計		9, 199, 578		(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。							
そ の 他 の 寄 附		0		(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。							
合 計		9, 199, 578		(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。							
				(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。							

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支 出 の 総 括 表			
項	目	金 額	備 考
1	経 常 経 費		
(1)	人件費	1, 000, 000	
(2)	光熱水費	0	
(3)	備品・消耗品費	165, 649	
(4)	事務所費	98, 690	
小	計	1, 264, 339	
2	政 治 活 動 費		
(1)	組織活動費	1, 371, 149	
(2)	選挙関係費	0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費	6, 160, 440	ア～エの計
ア	機関紙誌の発行事業費	0	
イ	宣伝事業費	6, 160, 440	
ウ	政治資金パーティー開催事業費	0	
エ	その他の事業費	0	
(4)	調査研究費	403, 650	
(5)	寄附・交付金	0	
(6)	その他の経費	0	
小	計	7, 935, 239	
合	計	9, 199, 578	(注) (その1 6)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			2. 備品・消耗品費		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
神棚・神具代	25,300	7	6	20	神棚の里日本橋コレド室町店	東京都中央区日本橋室町1-5-5	
切手代	11,000	7	6	25	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
レターパック購入代	22,700	7	6	26	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代	11,000	7	6	27	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
こ の 頁 の 小 計	70,000	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。					
そ の 他 の 支 出	95,649						
合 計	165,649						

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			3. 事務所費		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
プリンター代	16,190	7	6	30	ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1	
初穂料	80,000	7	6	20	日枝神社社務所	東京都千代田区永田町2-10-5	
この頁の小計	96,190	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
その他の支出	2,500	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	98,690	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			組織活動費（旅費交通費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
航空券代	29,380	7	6	14	日本航空（株）	東京都品川区東品川2-4-11	
レンタカー代	12,870	7	6	17	ニッポンレンタカーサービス（株）	東京都千代田区神田練堀町3番地	
乗車券代	30,580	7	6	20	東海旅客鉄道（株）	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券代	10,880	7	6	13	東海旅客鉄道（株）	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券代	11,220	7	6	22	西日本旅客鉄道（株）	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
乗船代	16,000	7	6	23	瀬戸内海汽船（株）	広島県広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	
航空券代	14,430	7	6	24	ANA	東京都港区東新橋1-5-2	
レンタカー代	14,520	7	6	26	（株）日産カーレンタルソリューション	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
乗車券代	13,870	7	6	26	西日本旅客鉄道（株）	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
レンタカー代	10,230	7	6	27	ニッポンレンタカーサービス（株）	東京都千代田区神田練堀町3番地	
レンタカー代	13,420	7	6	24	（株）トヨタレンタリース西四国	愛媛県松山市南吉田町2750番地12	
航空券代	39,500	7	6	28	日本航空（株）	東京都品川区東品川2-4-11	
乗車券代	13,680	7	6	26	東海旅客鉄道（株）	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券	13,540	7	7	2	東海旅客鉄道（株）	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券	13,870	7	7	2	東海旅客鉄道（株）	東京都港区港南二丁目1番85号	
こ の 頁 の 小 計	257,990	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体の1万円超（1万円以上）の支出はすべて個別に記載し					

- (注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
- (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
- (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
- (注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			組 織 活 動 費 (旅 費 交 通 費)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
レンタカー代	27,610	7	7	13	ニッポンレンタカーサービス(株)	東京都千代田区神田練堀町3番地	
レンタカー代	52,140	7	7	15	ニッポンレンタカーサービス(株)	東京都千代田区神田練堀町3番地	
航空券代	28,860	7	6	24	ANA	東京都港区東新橋1-5-2	
航空券代	32,800	7	6	26	ANA	東京都港区東新橋1-5-2	
乗車券	14,190	7	6	29	東海旅客鉄道(株)	東京都港区港南二丁目1番85号	
航空券代	37,120	7	6	30	日本航空(株)	東京都品川区東品川2-4-11	
航空券代	49,310	7	6	29	ANA	東京都港区東新橋1-5-2	
航空券代	58,440	7	6	30	ANA	東京都港区東新橋1-5-2	
乗車券代	13,320	7	6	16	東海旅客鉄道(株)	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券代	13,320	7	6	16	東海旅客鉄道(株)	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券代	12,650	7	6	16	東海旅客鉄道(株)	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券代	12,650	7	6	16	東海旅客鉄道(株)	東京都港区港南二丁目1番85号	
乗車券代	23,610	7	10	4	西日本旅客鉄道(株)	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
こ の 頁 の 小 計	376,020	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
そ の 他 の 支 出	622,558	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	1,256,568	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			組織活動費 (渉外費)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
渉外費	57,000	7	6	14	きたむら別館	東京都港区西麻布1-4-43ニシアザブNKビル4階	
渉外費	17,800	7	6	21	コロニアルビーチ	神奈川県横浜市中区新港2-14-1横浜ハンマーヘッド2F	
渉外費	22,400	7	7	14	(株) テン・ツー・テン	東京都渋谷区恵比寿南1-1-4スカイビルB1F	
渉外費	14,290	7	7	15	(株) アジア食品開発	東京都町田市原町田6-11-16	
こ の 頁 の 小 計	111,490	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
そ の 他 の 支 出	3,091	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	114,581	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別業にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			宣伝事業費 (広告宣伝費)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
制作費	40,700	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	25,740	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	11,000	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
デザイン費	138,600	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
デザイン費	97,350	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	13,860	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	10,010	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	101,530	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	57,200	7	6	13	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	14,300	7	6	23	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	91,520	7	6	23	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	66,000	7	6	23	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
デザイン費	41,250	7	6	23	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
デザイン費	71,500	7	6	23	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
印刷費	114,400	7	7	18	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
こ の 頁 の 小 計	894,960	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					

- (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
- (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
- (注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			宣伝事業費 (広告宣伝費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ビラ・ポスター配送費	66,000	7	7	18	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
ビラ・ポスター配送費	66,000	7	7	18	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
制作一式	5,133,480	7	6	30	プレゼンス	東京都杉並区和泉4-48-15-101	
この頁の小計	5,265,480	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
その他の支出	0	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	6,160,440	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			調査研究費 (書籍購入費)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
書籍購入費	400,000	7	6	30	公益社団法人大日本報徳社	静岡県掛川市掛川1176番地	
こ の 頁 の 小 計	400,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
そ の 他 の 支 出	3,650	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	403,650	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について□してください。

(注) 有に□の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2025 年 11 月 28 日

政治団体の名称 国民民主党参議院比例区第7脱支部

会計責任者の氏名 大野 泰尚 

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名 武田 祐樹 

（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3） 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 7 年 11 月 28 日

国民民主党参議院比例区第 7 総支部

代表 武田 祐樹 殿

登録政治資金監査人

西川 淳生



登録番号 第 5843 号

研修修了年月日 令和 4 年 3 月 18 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、国民民主党参議院比例区第 7 総支部の令和 7 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国民民主党参議院比例区第 7 総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると西川淳生が判断したため、A & K パートナース税理士法人(本店)秋山税理士事務所（東京都世田谷区等々力 4-5-13）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

国民民主党参議院比例区第7総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党参議院比例区第7総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上